

三重県特別支援教育推進基本計画

中間案

令和元年10月

三重県教育委員会

目 次

はじめに 三重県特別支援教育推進基本計画について

- 1 改定の経緯および計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 三重県の特別支援教育に係る状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第Ⅰ章 切れ目ない支援体制の充実

- 1 早期からの一貫した支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 就学前の取組と就学先の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 支援情報の円滑な引継ぎの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第Ⅱ章 小中学校における特別支援教育の推進

- 1 通常の学級における指導・支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 通級による指導・支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 特別支援学級における指導・支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 4 小中学校における医療的ケアの支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第Ⅲ章 高等学校における特別支援教育の推進

- 1 特別な支援を必要とする生徒への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 通級による指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 3 入院している生徒に対する学習保障・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第Ⅳ章 特別支援学校における教育の推進

- 1 特別支援学校における指導の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 キャリア教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 3 医療的ケアの取組の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 4 交流及び共同学習の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 5 特別支援学校における安全・安心・健康な生活を送るための取組・40
- 6 特別支援学校のセンター的機能による地域支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

第Ⅴ章 教員の専門性の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

第Ⅵ章 特別支援学校の整備

- 1 これまでの整備の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 2 今後の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

はじめに 三重県特別支援教育推進基本計画について

1 改定の経緯および計画の期間

平成 18 年 12 月、国連総会において「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が採択されました。国においても、同条約の批准に向けて法等の整備が進められ、平成 23 年 8 月に「障害者基本法」が改正、平成 26 年 1 月に障害者権利条約が批准されました。平成 28 年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、地方公共団体等においては、合理的配慮（※1）の提供が義務付けられました。また、平成 29 年 3 月には幼稚園教育要領および小学校、中学校の学習指導要領、同年 4 月には特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、平成 30 年 3 月には高等学校学習指導要領、平成 31 年 2 月には特別支援学校高等部学習指導要領が、それぞれ改訂されるなど、特別な支援を必要とする子どもたちを取り巻く状況は大きく変化しています。

このような中、本県では、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間、「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき、特別支援学校における教育内容の充実および学校整備、小中学校や高等学校等における特別支援教育の推進に取り組んできました。

特別支援学校においては、企業就職希望者への取組等キャリア教育の充実や知的障がい教育部門の高等部の生徒数の急増に伴う特別支援学校の新設等の成果がありました。また、小中学校等においては「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」（参照：8 頁）の作成・活用が進み、特別支援学級で学ぶ子ども、通級による指導（※2）を受けている子どもの全てに同計画が作成されている状況です。一方、特別支援学校のセンター的機能（参照：42 頁）の充実等、引き続き取り組むべき課題もあります。

そこで、基本的な考え方については継続するとともに、特別な支援を必要とする子どもたちを取りまく状況の変化等による新たな課題に対応した計画に改定します。

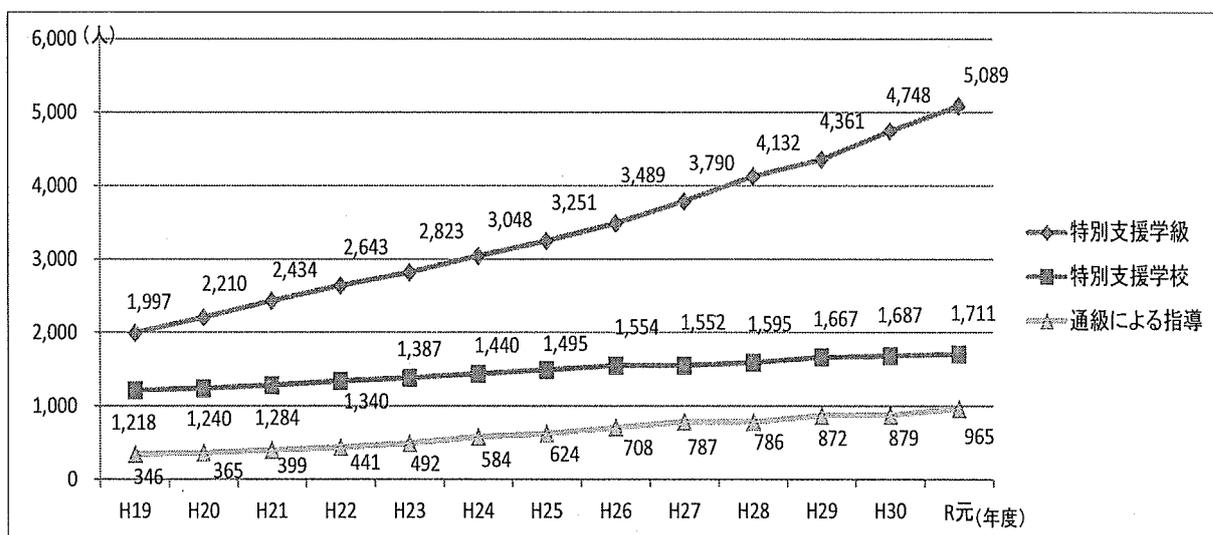
本計画は、「みえ県民カビジョン」および「三重県教育ビジョン」の計画期間をふまえ、令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間とします。

（※1）合理的配慮：障害者が他の者と平等に全ての人権および基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（「障害者の権利に関する条約」第 2 条）

2 三重県の特別支援教育に係る状況

本県においては、全国的な傾向と同様に、特別な支援を必要とする子どもたちが増加するとともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。そのような中、本県では、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場（※3）の中から、最も適切な学びの場において教育を行うインクルーシブ教育システム（※4）構築のための特別支援教育を推進してきました。

【資料1】本県における特別な支援を必要とする子どもたちの人数の推移



特別支援学校（幼小中高専） 1,218人（H19）→ 1,711人（R元） 約1.4倍

特別支援学級（小中） 1,997人（H19）→ 5,089人（R元） 約2.5倍

通級による指導（小中） 346人（H19）→ 965人（R元） 約2.8倍

（県教育委員会調べ）

（※2）通級による指導：小中学校の通常の学級に在籍する軽度の障がいのある児童生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で行う教育形態。以下のような実施形態がある。

自校通級：在籍している学校において、その学校の教員から指導を受けること

他校通級：在籍している学校以外へ行き、その学校の教員から指導を受けること

巡回指導：在籍している学校において、他の学校の教員から指導を受けること

本県において、学びの場ごとの在籍者数を比較すると、通級による指導を受けている子どもや特別支援学校に在籍する子どもは全国に比べて少なく、特別支援学級で学ぶ子どもが多い状況です。特別支援学校で学ぶ子どもの割合が少ないことは、本人・保護者の希望が尊重され、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で学ぶことができている状況であると考えられます。一方、通級による指導を受けている子どもが全国と比べて少ない状況にあることから、通級による指導と特別支援学級について、子どもの状態に応じてより適切な学びの場が選択できるよう、市町等教育委員会と連携を図ることが必要です。

【資料 2】小中学校における通級による指導、特別支援学級、特別支援学校で学ぶ子どもの割合

| | | 通級による指導 | 特別支援学級 | 特別支援学校 |
|-----|-----|----------------|----------------|----------------|
| 小学生 | 全国 | 1.49% | 2.58% | 0.63% |
| | 三重県 | 0.85% (41位) | 3.34% (14位) | 0.45% (45位) |
| 中学生 | 全国 | 0.36% | 2.03% | 0.91% |
| | 三重県 | 0.06% (41位) | 1.19% (15位) | 0.41% (39位) |

(文部科学省 平成 29 年度学校基本調査・特別支援教育体制整備状況調査)

(※3) 連続性のある多様な学びの場 (※4) インクルーシブ教育システム：インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」中央教育審議会初等中等教育分科会 平成 24 年 7 月 23 日)

特別支援学校の教育部門には、言語障がい、自閉症・情緒障がいに対応する教育部門はなく、言語障がい、自閉症・情緒障がいの特別支援学級で学ぶ子どもは、中学校卒業後は、高等学校等に進学しています。

【資料 3】 本県における中学校の特別支援学級在籍者の進路状況 (単位：人)

| | 高等学校 | 特別支援学校高等部 | その他 |
|--------|------|-----------|-----|
| H30 年度 | 161 | 151 | 15 |
| H29 年度 | 160 | 139 | 13 |
| H28 年度 | 151 | 154 | 9 |
| H27 年度 | 110 | 137 | 13 |
| H26 年度 | 111 | 140 | 10 |

(文部科学省 学校基本調査)

第 I 章 切れ目ない支援体制の充実

1 早期からの一貫した支援の充実

【現状と課題】

本県では、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画に向けて、早期からの一貫した支援や支援情報ファイル（パーソナルカルテ）（※5）を活用した確実な引継ぎ等を進めてきました。

【資料 4】 支援情報ファイルの配布件数

（単位：件）

| | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 通常学級 | 379 | 965 | 1,017 | 1,298 | 1,562 |
| | 特別支援学級 | 554 | 1,084 | 1,342 | 1,680 | 2,894 |
| 中学校 | 通常学級 | 130 | 319 | 382 | 398 | 547 |
| | 特別支援学級 | 231 | 465 | 449 | 509 | 907 |
| 小中学校 総計 | | 1,294 | 2,833 | 3,191 | 3,885 | 5,910 |

（県教育委員会調べ）

市町においては、特別な支援を必要とする子どもたちの保護者の子育てに関する相談の実施や幼稚園・保育所等への巡回指導等を行っています。

早期からの一貫した支援を充実するためには、保健・医療・福祉・労働等の関係機関との連携をさらに進めることが必要です。また、障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合う共生社会（※6）の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げることが必要です。

（※5）支援情報ファイル（パーソナルカルテ）：本人および保護者が支援に必要な情報（成育歴等）を記入して作成するファイル。日常的な管理は本人および保護者が行い、学校や関係機関等から提供を受けた情報（「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」、母子手帳、お薬手帳等）を追加して綴じ込んでいくファイル形式のもの。県教育委員会ではパーソナルカルテとして平成 24 年度から提供。市町が作成した独自様式の支援情報ファイルを使用している地域もある。

（※6）共生社会：全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」（平成 30 年 10 月施行））

【今後の取組】

特別な支援を必要とする子どもたちの実態や発達上の課題をふまえ、必要な支援を行うとともに、一人ひとりの可能性をできる限り伸ばす視点を大切に、早期からの取組を進めます。

特別な支援を必要とする子どもたちの発達や子育てに関して、保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、相談を受けたり、必要な情報を提供したりするなど、地域の実情に応じたネットワークが充実するよう市町に働きかけます。

障がいのある子どもが、自らより多くの人と関わり、障がいのない人と共に地域活動に参加するなど、生涯にわたって社会の一員として地域で豊かに暮らしていくことができるよう、さまざまな機会を通じて周囲への理解啓発を図ります。

2 就学前の取組と就学先の決定

【現状と課題】

特別な支援を必要とする子どもたちについては、幼稚園・保育所等において、基礎的な力を養っています。教員や保育士は、保護者の気持ちに寄り添い、信頼関係を築きながら、特別な支援を必要とする子どもたちへの支援を行っています。

保護者が、就学の仕組みについて理解し、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場から、最も適切な学びの場について考えられる状況を整える必要があります。

就学先の決定にあたっては、市町等教育委員会が、保護者の思いをていねいに聞き取り、その思いを十分に尊重したうえで、子どもの障がいの状態や支援の内容、専門家の意見等をふまえ、最も適切な学びの場について総合的に判断しています。就学に関する相談体制、保護者等に対する情報提供や就学支援委員会の運営方法等は、市町によって異なっている状況です。

就学前の子どもの中で医療的ケア（参照：35 頁）を必要とする子どもは、112 名です（令和元年 三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンター調べ）。幼稚園・保育所等に通園している子どもが就学後にスムーズに医療的ケアを受けられるよう、特別支援学校等と早期から連携しています。在宅で医療的ケアを受けている子どもの状況を把握するとともに、就学に向けて、特別支援学校等で医療的ケアを安全に受けられるよう、家庭・医療・福祉・学校等が情報共有を行うことが必要です。

【今後の取組】

幼稚園・保育所等の教員や保育士が、特別な支援を必要とする子どもたちの特性を把握し適切な支援ができるよう、市町等教育委員会と連携し、研修会の実施等を行います。

市町等教育委員会と連携し、就学に関する情報や就学の仕組み等について、保護者や小中学校等の教員にわかりやすく説明します。また、就学時に決定した学びの場については、固定したものではなく、発達や障がいの状態、適応状況等をふまえた転学（新年度からの転学を原則とします）ができることなど、本人・保護者にていねいな情報提供を行います。

【資料 5】 特別支援学校から小中学校へ転学したケース

| | 障がい種別 | 校種 | 学年 |
|--------|-------|-----|-------|
| H31. 4 | 知的障がい | 小学校 | 新 5 年 |
| H31. 4 | 知的障がい | 中学校 | 新 3 年 |
| H30. 4 | 視覚障がい | 小学校 | 新 5 年 |
| H30. 4 | 知的障がい | 小学校 | 新 6 年 |
| H28. 4 | 視覚障がい | 小学校 | 新 3 年 |
| H28. 4 | 視覚障がい | 小学校 | 新 6 年 |

（県教育委員会調べ）

市町等教育委員会と就学支援に関する情報交換等を行うとともに、県教育委員会の作成する「教育支援の手引き」を活用し、本人・保護者の思いを尊重した適切な就学が行われるよう市町等教育委員会に働きかけます。

関係部署と連携し医療的ケアに係る情報交換を行うとともに、就学前の子どもの医療的ケアの内容等を把握し、就学後においても安全に医療的ケアが実施でき、安心して教育が受けられるよう市町に働きかけます。

3 支援情報の円滑な引継ぎの充実

【現状と課題】

小中学校では、通級による指導を受けている子どもや特別支援学級で学ぶ全ての子どもに、「個別の教育支援計画（※7）」および「個別の指導計画（※8）」が作成され、一人ひとりに応じた指導・支援を行っています。小中学校の通常の学級および高等学校に在籍する特別な支援を必要とする全ての子どもへの「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成をさらに進めることが必要です。

【資料6】「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成率

| | 個別の教育支援計画 | 個別の指導計画 |
|-------------|-----------|---------|
| 通常の学級（小） | 86.0% | 91.5% |
| 通常の学級（中） | 70.2% | 85.1% |
| 高等学校 | 90.3% | 97.4% |
| 通級による指導（小中） | 100% | 100% |
| 特別支援学級（小中） | 100% | 100% |

（平成30年度 県教育委員会調べ）

切れ目ない支援のためには、支援情報を次の進学先等に確実に引き継ぐことが大切であることから、情報引継ぎツールである支援情報ファイルの作成および活用に取り組みました。今後は、幼稚園・保育所等就学前から卒業後までの円滑な引継ぎを進める必要があります。

（※7）個別の教育支援計画：一人ひとりに必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、家庭、地域および医療や福祉、保健、労働等、関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児期から学校卒業までを通じて一貫した的確な支援を行うことを目的に作成する計画。

（※8）個別の指導計画：子どもの実態に応じて適切な指導を行うために、一人ひとりの指導目標、指導内容および指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために学校で作成する計画。

中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについては、平成26年度末から県内共通の方法で進めてきたことによってその有効性が浸透してきています。

【資料7】 中学校から高等学校への支援情報の引継ぎのあった人数 (単位：人)

| 課程 | H26 末 (試行) | H27 末 | H28 末 | H29 末 | H30 末 |
|-----|------------|-------|-------|-------|-------|
| 全日制 | 40 | 50 | 96 | 100 | 126 |
| 定時制 | 16 | 36 | 32 | 34 | 44 |
| 合 計 | 56 | 86 | 128 | 134 | 170 |

(県教育委員会調べ)

特別な支援を必要とする子どもたちが、放課後等デイサービス(※9)等を利用することが増えてきており、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、教育・福祉・家庭のより一層の連携が必要です。

【今後の取組】

市町等教育委員会と連携して通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちへの切れ目ない支援を充実するため、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」等の作成・活用、また、同計画に基づく合理的配慮の提供を進めます。

就学前段階から小学校への引継ぎについては、幼稚園・保育所等で活用が進められている「CLM (Check List in Mie) と個別の指導計画(※10)」において実施した支援内容を引継ぎシートとして、支援情報ファイルに綴じこむなど、有効な活用を働きかけます。

(※9) 放課後等デイサービス：平成24年4月に児童福祉法第に位置づけられた支援であり、学校(幼稚園および大学を除く)に就学している障がいのある子どもに、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う支援。

(※10) CLM (Check List in Mie) と個別の指導計画：県立子ども心身発達医療センター(旧県立小児心療センターあすなろ学園)で開発された、子どもの育ちを見極め、適切な支援を行うためのツール。

中学校から高等学校への支援情報の引継ぎにより、高等学校での学習や生活にスムーズに移行しているケースが多いことから、研修等の機会を通じて好事例を伝えるなど、支援情報の引継ぎに係る取組がさらに進むよう市町等教育委員会および高等学校に働きかけます。

放課後等デイサービス事業所に対して、「個別の教育支援計画」や支援情報ファイルを活用し、保護者の同意のもと、学校での支援情報を提供することで、教育・家庭・福祉との連携を進めます。

パーソナルカルテ（平成24年度作成）の活用数は年々増加していますが、乳幼児期からの支援情報が記載でき、本人・保護者にとってより使いやすいものになるよう、支援情報ファイルとして再構成して普及に努めるとともに、リーフレット等を活用し、支援情報ファイルの認知度を高めます。また、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の書式等について、切れ目ない支援をより円滑に進められるよう検討します。

第Ⅱ章 小中学校における特別支援教育の推進

1 通常の学級における指導・支援の充実

【現状と課題】

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちに対しては、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を作成し、これらの計画に基づく一人ひとりの特性に応じた指導・支援を行うとともに、特別な支援を必要とする子どもたちだけでなく、全ての子どもにとってわかりやすい授業づくりや環境調整を行うことができるよう、全ての教員が特別支援教育に関する知識・理解を高めることが必要です。また、周りの子どもが特別な支援の必要性についての理解を進め、お互いを認め合い、支え合う関係が築ける学級づくりが大切です。

特別な支援を必要とする子どもたちの中には、医療による支援が必要な子どももいることから、県立子ども心身発達医療センター等の医療機関と連携した取組が必要です。

幼稚園、小中学校等においては、必要に応じて、市町等教育委員会が特別支援教育支援員（※11）を配置し、特別な支援を必要とする子どもたちの、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助や学習活動上のサポートを行っています。

【今後の取組】

市町等教育委員会と連携し、小中学校等では、通常の学級の担任が特別な支援を必要とする子どもたちに対して「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を作成できるよう、特別支援教育コーディネーター（※12）等を中心とした校内体制を整えるとともに、指導・支援に関する情報を職員間で共有し、チームによる適切な支援を実施します。特別な支援を必要とする子どもたちを含む全ての子どもが、「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感できるよう、特別支援教育の視点を取り入れた簡潔で具体的な説明や見やすい板書等、授業のユニバーサルデザイン化を進めます。また、特別な支援を必要とする子どもたちが、通常の学級の中で、安心して学習することができるよう、安全で過ごしやすい教室環境や、見通しが持て、活動しやすい学級づくりを進めるとともに、お互いを理解し、共に支え合う関係が築ける学級集団づくりを進めます。

教育と医療が連携して支援を行うため、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を活用した情報共有等ができるよう、関係部局に働きかけます。

特別な支援を必要とする子どもたちが、小中学校等において、安心して学習活動を行うことができるよう、特別支援教育支援員の適切な配置について、市町等教育委員会に働きかけます。

（※11）特別支援教育支援員：市町等教育委員会が国の地方財政措置を活用し、配置している。市町によって、介助員、学習支援員等、名称は異なる。

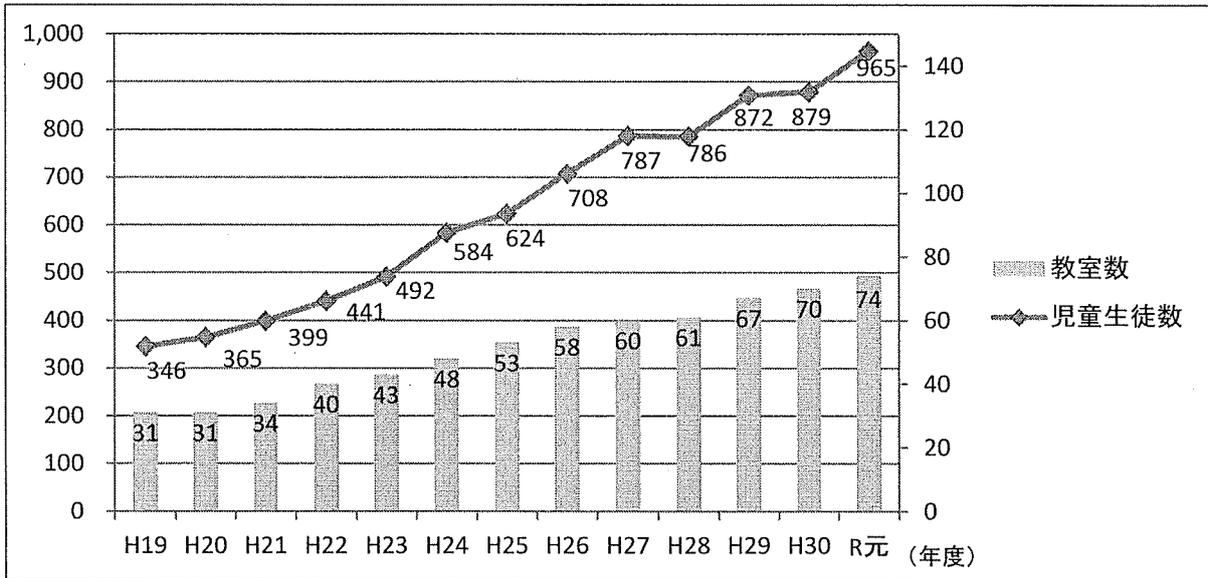
（※12）特別支援教育コーディネーター：小中学校等における特別支援教育の推進のため、校長から指名された、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。

2 通級による指導・支援の充実

【現状と課題】

本県において、通級による指導を受けている子どもは増加しています。本県では、言語、LD・ADHD、難聴を対象とする教室を設置しており、自閉症、情緒障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等のある通級による指導が必要な子どもは、LD・ADHDを対象とする教室で学習しています。特に、LD・ADHDを対象とする教室で通級による指導を受けている発達障がい等のある子どもが増加しています。また、県内の通級による指導の教室は、北勢地域に多く設置されている状況です。

【資料8】本県における通級による指導を受けている子どもの人数の推移（小中）



(県教育委員会調べ)

【資料9】本県における通級による指導の設置教室数の推移（小中）

(小学校)

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 |
|---------|-----|-----|-----|-----|----|
| 言語 | 26 | 27 | 27 | 27 | 28 |
| LD・ADHD | 25 | 25 | 31 | 33 | 34 |
| 難聴 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 合計 | 54 | 55 | 61 | 63 | 65 |

(中学校)

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 |
|---------|-----|-----|-----|-----|----|
| 言語 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| LD・ADHD | 5 | 5 | 5 | 6 | 7 |
| 難聴 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 6 | 6 | 6 | 7 | 9 |

(県教育委員会調べ)

中学校において通級による指導を受けている子どもの人数は、小学校において通級による指導を受けている子どもの人数と比べて、全国の状況と同様に少ない状況です。

【資料 10】 本県における通級による指導を受けている子どもの人数の推移（小中別）

（小学校）

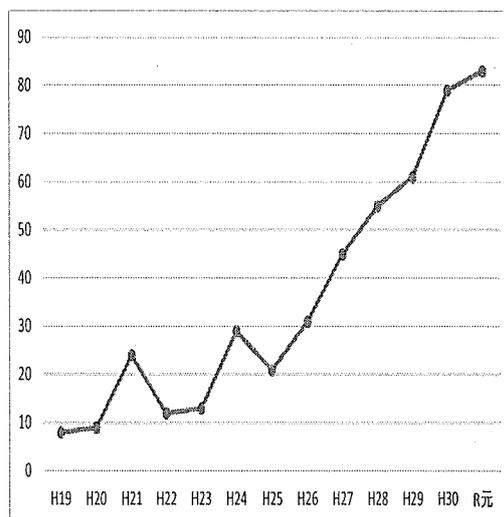
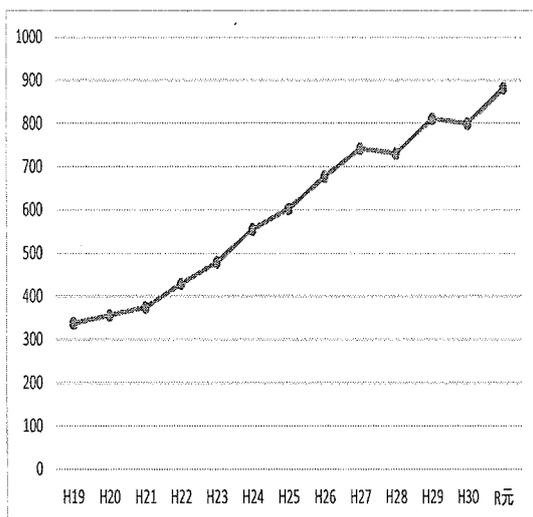
（単位：人）

（中学校）

（単位：人）

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 言語 | 419 | 390 | 408 | 398 | 414 |
| LD・ADHD | 303 | 315 | 373 | 367 | 441 |
| 難聴 | 20 | 25 | 30 | 35 | 27 |
| 合計 | 742 | 730 | 811 | 800 | 882 |

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 言語 | 3 | 6 | 6 | 6 | 8 |
| LD・ADHD | 42 | 49 | 55 | 73 | 75 |
| 難聴 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 45 | 55 | 61 | 79 | 83 |

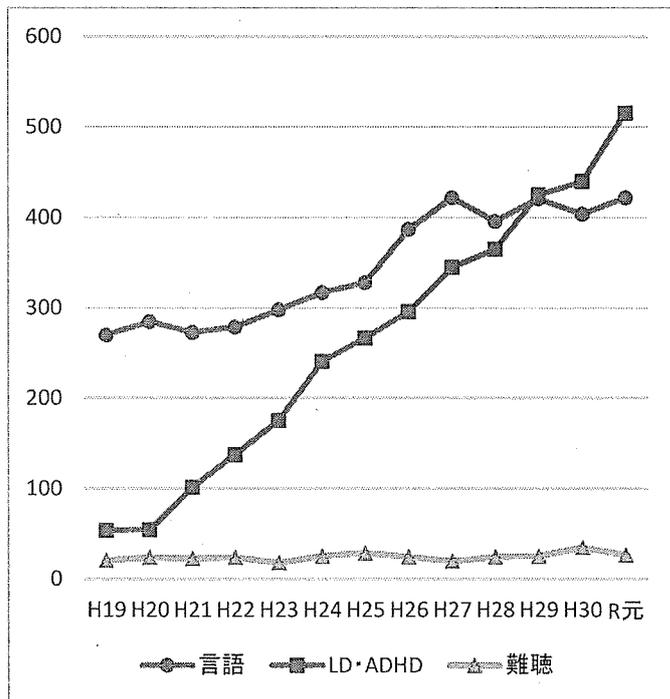


（県教育委員会調べ）

通級による指導を担当する教員には、短期間で子どもの実態や課題を的確に把握し、指導内容を決定すること等、きわめて高い専門性が求められることから、担当する教員を対象とした研修を実施し、専門性の向上に努めています。

通級による指導での指導・支援の内容を通常の学級の担任と共有し、適切な支援が通常の学級においても行われることで子どもの学びが充実したものになることから、指導・支援の内容を通常の学級の担任に適切に引き継ぐことが必要です。

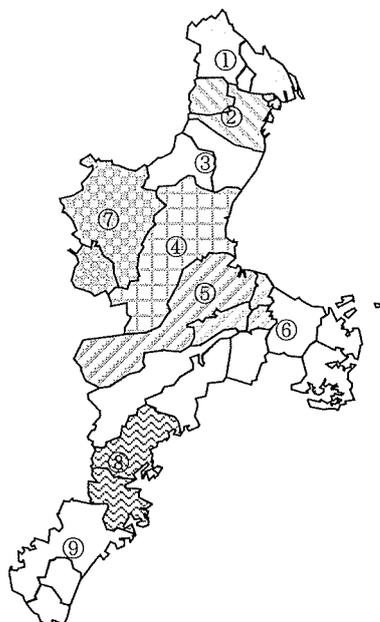
【資料 11】 本県における通級による指導の設置教室別在籍者の人数の推移



(県教育委員会調べ)

【資料 12】 通級による指導の設置教室数

(令和元年 5 月 1 日現在)



| 地域 | 小学校 | | 中学校 | |
|------|-----------|-----|-----------|-----|
| | 設置 学校数 | 教室数 | 設置 学校数 | 教室数 |
| ①桑員 | 7 | 9 | - | - |
| ②四日市 | 6 | 14 | 2 | 2 |
| ③鈴亀 | 9 | 12 | 3 | 3 |
| ④津 | 4 | 8 | 1 | 1 |
| ⑤松阪 | 2 | 4 | 1 | 1 |
| ⑥南志 | 4 | 6 | 1 | 1 |
| ⑦伊賀 | 8 | 8 | 1 | 1 |
| ⑧尾鷲 | 2 | 2 | - | - |
| ⑨熊野 | 2 | 2 | - | - |

(県教育委員会調べ)

【今後の取組】

特別な支援を必要とする子どもたちの学びの場として通級による指導は今後増加が予想されることから、増加が顕著なLD・ADHDの教室での支援を充実するとともに教室の設置を進めます。特に県の南部地域に、通級による指導のための教室設置が少ないことから、市町等教育委員会と連携し、地域の状況をふまえた適切な設置に努めます。

市町等教育委員会と連携し、中学校における通級による指導のニーズの把握に努めます。

通級による指導を担当する教員の専門性を高めるために、引き続き研修会を開催します。また、通級による指導では、特別支援学校の自立活動（※13）の指導の内容を取り入れて行う必要があることから、特別支援学校のセンター的機能を活用し、指導内容や指導方法について、そのノウハウを小中学校に展開します。

通級による指導を受けている子どもが、通常の学級で安心して学習活動に取り組むことができるよう、通級による指導を担当する教員が、通常の学級においてできる具体的な支援内容や教室環境の整備に関する助言を行うことで、通常の学級における指導・支援の充実を図ります。

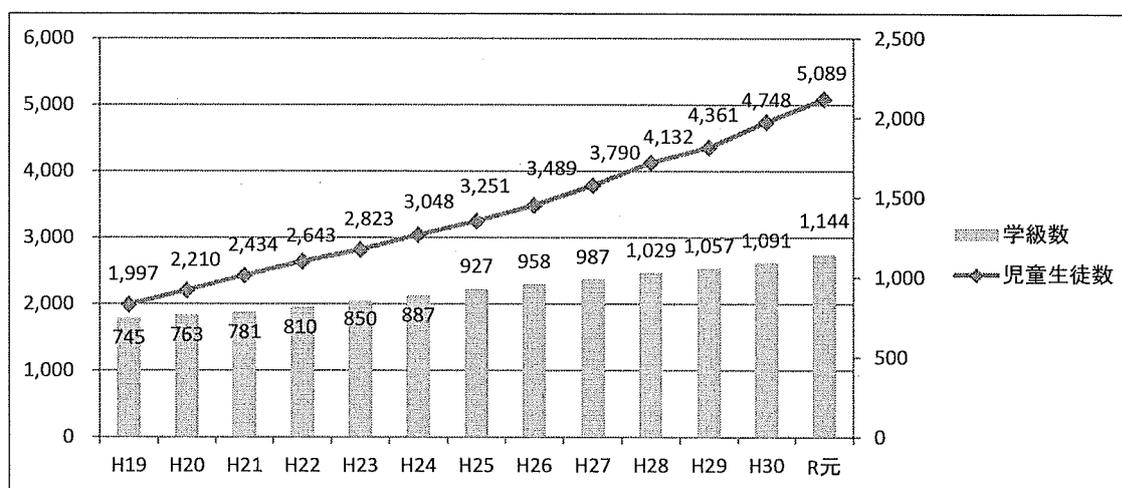
（※13）自立活動：一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導領域。心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものが自立活動であり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担う。

3 特別支援学級における指導・支援の充実

【現状と課題】

本県において、特別支援学級で学ぶ子どもは増加しています。特に、自閉症・情緒障がい学級と知的障がい学級で学ぶ子どもが増加し、中でも自閉症・情緒障がい学級が急増しています。

【資料 13】 本県における特別支援学級で学ぶ子どもの人数の推移



(県教育委員会調べ)

【資料 14】 本県における特別支援学級数の推移 (小中)

(小学校)

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 弱視 | 3 | 6 | 6 | 6 | 5 |
| 難聴 | 7 | 9 | 9 | 8 | 7 |
| 知的 | 288 | 306 | 310 | 317 | 343 |
| 肢体 | 59 | 63 | 70 | 75 | 84 |
| 病弱 | 4 | 5 | 4 | 4 | 3 |
| 自情 | 337 | 350 | 369 | 391 | 407 |
| 合計 | 698 | 739 | 768 | 801 | 849 |

(中学校)

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 弱視 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 難聴 | 2 | 3 | 4 | 4 | 5 |
| 知的 | 130 | 135 | 137 | 136 | 135 |
| 肢体 | 23 | 24 | 19 | 18 | 15 |
| 病弱 | 3 | 3 | 5 | 3 | 2 |
| 自情 | 129 | 124 | 122 | 127 | 136 |
| 合計 | 289 | 290 | 289 | 290 | 295 |

(県教育委員会調べ)

特別支援学級で学ぶ子どもへの指導・支援を充実するため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が巡回し、特別支援学級担任等へ助言を行っています。特別支援学級に在籍する子どもの障がいの状況や発達段階等は、多様化しており、一人ひとりに応じた適切な指導・支援が求められています。

障がいのある子どもと障がいのない子どもがお互いを理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学び合う機会として、特別支援学級と通常の学級等との交流及び共同学習（参照：38頁）を進めることが必要です。

特別支援学級での学習時間と通常の学級等での学習時間を適切に設けるとともに、それぞれの学びの場をつける力を明確にした指導・支援を行うことが必要です。

【資料 15】 本県における特別支援学級で学ぶ設置学級別在籍者の人数の推移（小中別）
（小学校）（単位：人）

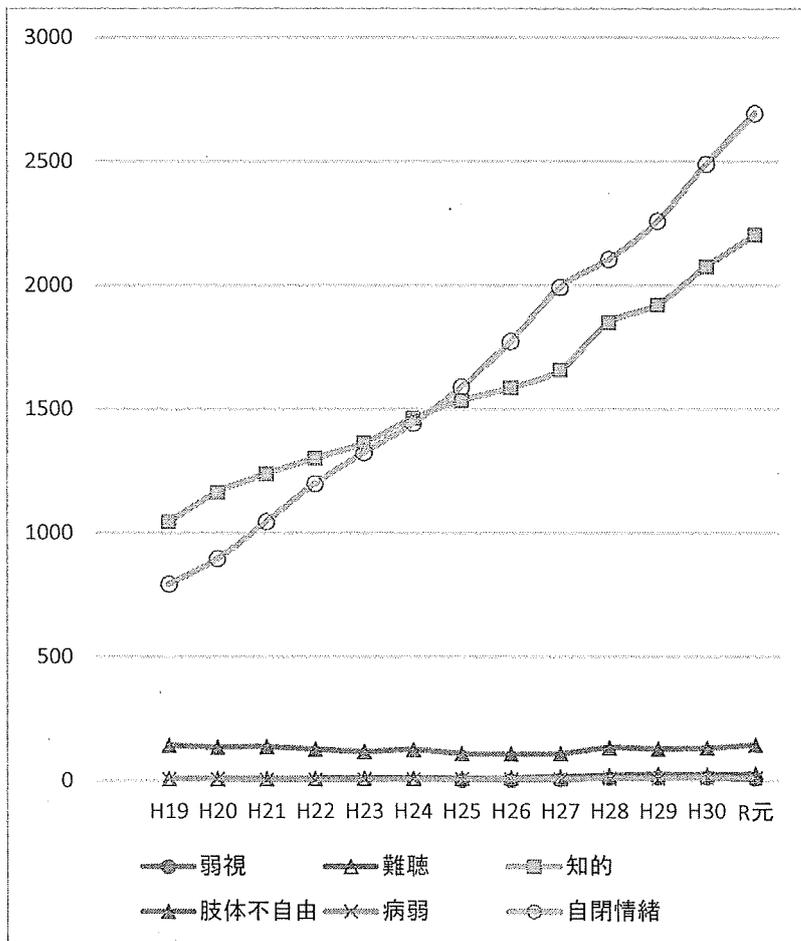
| | H27 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 弱視 | 3 | 10 | 9 | 9 | 5 |
| 難聴 | 12 | 17 | 20 | 19 | 22 |
| 知的 | 1,135 | 1,267 | 1,318 | 1,456 | 1,582 |
| 肢体 | 82 | 100 | 104 | 110 | 125 |
| 病弱 | 5 | 7 | 6 | 8 | 7 |
| 自情 | 1,457 | 1,602 | 1,752 | 1,928 | 2,064 |
| 合計 | 2,694 | 3,003 | 3,209 | 3,530 | 3,805 |

（中学校）（単位：人）

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 弱視 | 2 | 1 | 2 | 3 | 3 |
| 難聴 | 4 | 5 | 7 | 5 | 6 |
| 知的 | 524 | 582 | 605 | 620 | 622 |
| 肢体 | 28 | 34 | 25 | 22 | 19 |
| 病弱 | 3 | 3 | 5 | 5 | 4 |
| 自情 | 535 | 504 | 508 | 563 | 630 |
| 合計 | 1,096 | 1,129 | 1,152 | 1,218 | 1,284 |

（県教育委員会調べ）

【資料 16】 本県における特別支援学級の設置学級別在籍者の人数の推移



(県教育委員会調べ)

【今後の取組】

市町等教育委員会と連携し、増加が顕著な自閉症・情緒障がい学級においては、一人ひとりにとって、適切な学びの場となっているかどうか検証し、よりふさわしい学びの場で学ぶことができるよう検討します。

特別支援学級においては、特別支援学校の学習指導要領を参考にして、特別の教育課程を編成することが可能なことから、特別支援学級の実態や子どもの障がいの特性をふまえた教育課程を編成するとともに、自立活動の指導については、一人ひとりの課題に沿った学習内容を組み立てられるよう、特別支援学校のセンター的機能を活用します。

特別支援学級と通常の学級等の交流及び共同学習の機会を有効に活用し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に学ぶことでお互いの理解が深まるなど、有意義な取り組みになるよう、市町等教育委員会に働きかけます。

市町等教育委員会と連携して、特別支援学級の子どもが、通常の学級等の集団での学習に取り組むことができた好事例等を提供します。また、授業研究等を通して特別支援学級担任の専門性の向上を図るとともに、より適切な教育課程を編成できるよう、助言します。

4 小中学校における医療的ケアの支援の充実

【現状と課題】

小中学校等の通常の学級や特別支援学級には、医療的ケアを必要とする子どもが在籍しており、人数は増加傾向にあります。市町等教育委員会では、必要に応じて、看護師等を配置し、子どもが安全に安心して授業が受けられるよう医療的ケアを実施しています。

【資料 17】 小中学校等における医療的ケアの必要な子どもと看護師の人数の推移

(単位：人)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 児童生徒数 | 22 | 24 | 29 |
| 看護師数 | 16 | 19 | 22 |

(県教育委員会調べ)

小中学校等においては、医療的ケア実施者が看護師に限定される現状にあることから、安全で安心な医療的ケアを実施するために校内体制のあり方について検討する必要があります。

小中学校等に勤務する看護師は非常勤の場合が多いことや、医師がいない中での業務に対する不安等があること等、人材確保が難しい状況にあり、看護師の確保やスキルアップに係る研修などの取組が必要です。

【資料 18】小中学校等における医療的ケアの実施状況

(平成 30 年度) (単位：件)

| | | | |
|----------|---------------------|---------------|----|
| 栄養 | 経管栄養 | 鼻腔留置の管からの注入 | 2 |
| | | 胃ろう | 1 |
| 呼吸 | 口腔・鼻腔内吸引 | 咽頭より手前 | 1 |
| | 気管切開部 | 気管カニューレ内からの吸引 | 2 |
| | | 気管カニューレ奥からの吸引 | 3 |
| | | 衛生管理 | 3 |
| | 酸素療法 | | 2 |
| 人工呼吸器の使用 | | 1 | |
| 排泄 | 導尿（本人が自ら行う場合を除く） | | 15 |
| その他 | 血糖値測定（本人が自ら行う場合を除く） | | 4 |
| | インスリン注射 | | 4 |

(県教育委員会調べ)

※一人の子どもが複数のケアを必要とする場合、ケアの内容によりそれぞれでカウントしているため、【資料 17】の数字とは異なります。

【今後の取組】

安全で安心して医療的ケアを実施するために、県教育委員会の作成した「特別支援学校における医療的ケアガイドライン」（参照：37 頁）を参考に、市町等教育委員会においてガイドライン等を作成できるよう支援します。

県が実施する看護師対象の研修会やヒヤリハットの事例検討会等への参加、「ネット DE 研修」（※14）の利用を促進すること等、小中学校に配置された看護師のスキルアップを図るための支援を進めます。

(※14) ネット DE 研修：県教育委員会が作成した、県内の教職員が各学校等より e ラーニング教材をオンデマンドで受講できる研修システム。教職員の職種および経験年数に対応した 60 分または 90 分のコンテンツ等（約 230 本）を提供し、教職員研修等に活用するもの。

【参考】

学習指導要領の改訂

改訂された小学校等の学習指導要領では、特別な支援を必要とする子どもたちへの指導について、下記のように充実されました。

特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域および医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

第三章 高等学校における特別支援教育の推進

1 特別な支援を必要とする生徒への対応

【現状と課題】

高等学校では、各校の特別支援教育コーディネーターを中心として、特別な支援を必要とする生徒の指導・支援に関する情報を校内委員会等で共有するなどの取組を進めています。また、必要に応じて特別支援教育補助員（※15）を配置し生徒の介助等を行っています。さらに、専門的な知識や経験のある発達障がい支援員（※16）が必要に応じて各校を巡回し、生徒の実態把握や「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成・活用についての助言等を行っています。

高等学校の受検時に、特別な配慮を必要とする場合、個別に検討を行い、可能な範囲で、公平性を損なわない合理的配慮を提供しています。また、受検時の配慮だけでなく入学後の支援についての検討も必要なことから、本人・保護者と合意形成を図っています。

高等学校卒業時に、企業や進学先に支援情報を有効に引き継ぐことが、その後の社会参画に大きな影響を与えることから、支援情報ファイルの活用を進めるとともに、企業等に理解を求めていく必要があります。

【今後の取組】

関係する全ての教員が情報を共有し、指導・支援に関わることが重要であることから、校内で特別支援教育への理解を深めるとともに、県教育委員会が作成した「校内支援体制チェックリスト（※17）」を活用し、適切な校内支援体制を作ります。また、引き続き、高等学校に発達障がい支援員を配置します。

（※15）特別支援教育補助員：高等学校において、特別な支援を必要とする生徒のサポートを行う職員。学校からの要請に基づき県教育委員会が配置。

（※16）発達障がい支援員：高等学校における特別支援教育の推進のため、校内研修会の講師、実態把握および心理検査の実施と指導に関する助言、本人および保護者との面談、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成支援、各関係機関との連携、などを行う専門的な知識や経験を持った職員。

受検時に特別な配慮を必要とする生徒に対しては、引き続き、中学校で作成された「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に記載された合理的配慮や中学校での支援の状況等をふまえ、個別に支援内容の検討を行います。

進路先への支援情報の引継ぎについては、支援情報ファイルの活用や外部機関との連携を図るとともに、特別支援学校の「個別の教育支援計画」を活用した相談機関等を交えた移行支援会議等の仕組みを共有するなど、特別支援学校のノウハウを参考にした取組を進めます。

2 通級による指導

【現状と課題】

高等学校における通級による指導が制度化（※18）され、本県においては平成31年4月から伊勢まなび高等学校において通級による指導を実施しています。

高等学校における通級による指導では、発達障がい等の特別な支援を必要とする生徒が、コミュニケーションスキルを高めたり、自分の特性と職種のマッチングを図ったりするなど、自己理解を深めるとともに、社会に出てから必要とされるスキルの習得などを行っています。

【今後の取組】

高等学校にはさまざまな課程や学科があることから、伊勢まなび高等学校の取組における成果や課題をふまえ、地域の状況やニーズ、県内の配置のバランスを考慮して今後の北部・中部地域での実施について検討します。

特別支援学校のセンター的機能の活用等、通級による指導を実施している高等学校へのサポート体制について検討します。

（※17）校内支援体制チェックリスト：各高等学校が「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づく支援と、途切れのない支援情報の引継ぎが、組織的、計画的に実施できる校内外体制について自己評価し、校内外体制整備に役立てるために、県教育委員会が作成したチェックリスト。

（※18）高等学校における通級による指導の制度化：高等学校においても通級による指導を実施できるよう平成28年12月に関係省令等を改訂、平成30年4月施行。

3 入院している生徒に対する学習保障

【現状と課題】

本県では「三重県がん対策推進計画（第4期三重県がん対策戦略プラン）平成30年3月」を定めていますが、その中で高校教育段階の支援に対して、県教育委員会等と協力して進める旨が示されるなど、入院中の高校生に対する学習保障が課題となっています。

かがやき特別支援学校では、三重大学医学部附属病院に入院中の高校生に対して、特別支援学校のセンター的機能として学習支援や退院後の復帰に向けた関係者とのケース会議の開催など、安心して高校生活に戻れるよう支援を行っています。

【今後の取組】

入院中の高校生が、復帰に向けた不安の軽減や、学校に戻るとい希望をもって治療に向かう気持ちを高めること等をめざし、ICT機器の活用による在籍校からの授業配信等の研究を進め、その効果や課題を明らかにします。

入院中の高校生の学習保障の仕組みを作るため、かがやき特別支援学校と在籍校である高等学校が連携して、入院前、入院中、退院後の各段階における支援内容、方法、体制等について研究を進めます。

第IV章 特別支援学校における教育の推進

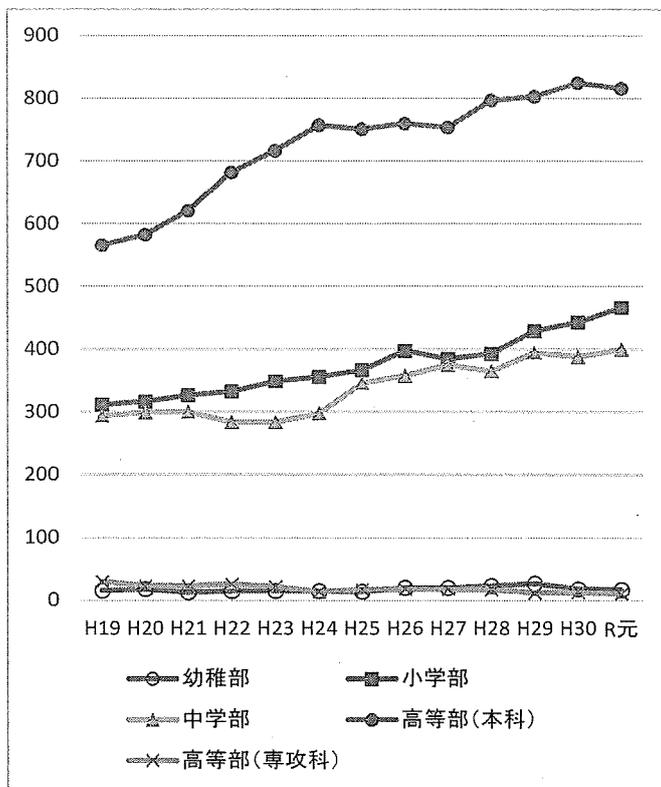
1 特別支援学校における指導の充実

【現状と課題】

本県では、18校の県立特別支援学校（分校4校を含む）を設置しています。特別支援学校は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の障がいを対象としており、それぞれの教育部門に対応した専門的な教育を行っています。障がいの状態により通学による学習が難しい場合は訪問教育（※19）を実施しています。

本県では、高等部の生徒数の急増はおさまりつつある状況ですが、小学部および中学部の児童生徒数が増加の傾向にあります。また、知的障がい教育部門の児童生徒数が増加しているのに対し、それ以外の教育部門においては減少している状況です。

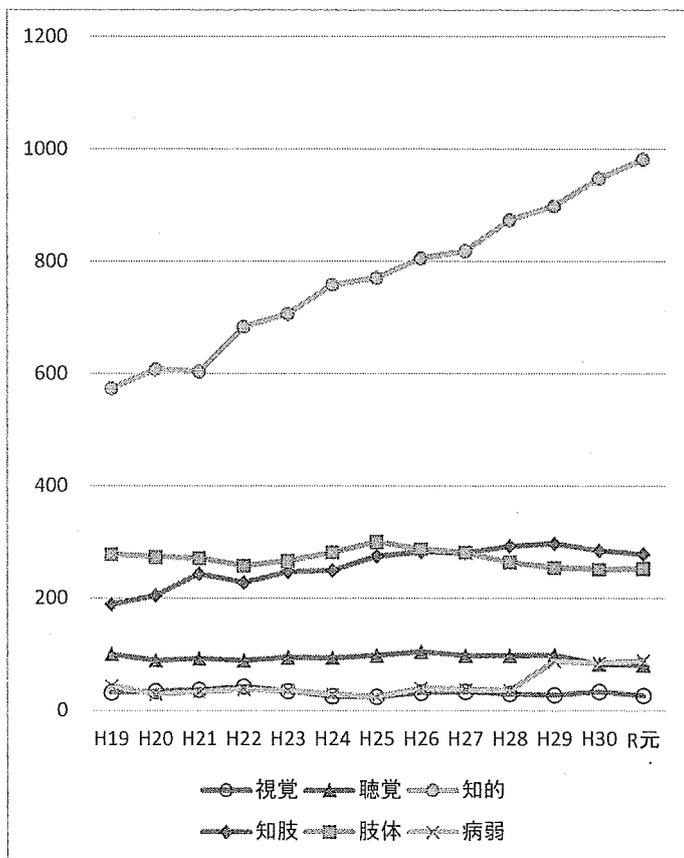
【資料19】本県における特別支援学校の学部別在籍者の人数の推移



(県教育委員会調べ)

(※19) 訪問教育：通学して学校教育を受けることが困難な子どもに対して、家庭や病院等に教員を派遣して行う教育形態。

【資料 20】 本県における特別支援学校の教育部門別在籍者の人数の推移



(県教育委員会調べ)

特別支援学校では、卒業後の自立と社会参画に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の拠点として、障がい種別に応じた専門的な指導を行っています。

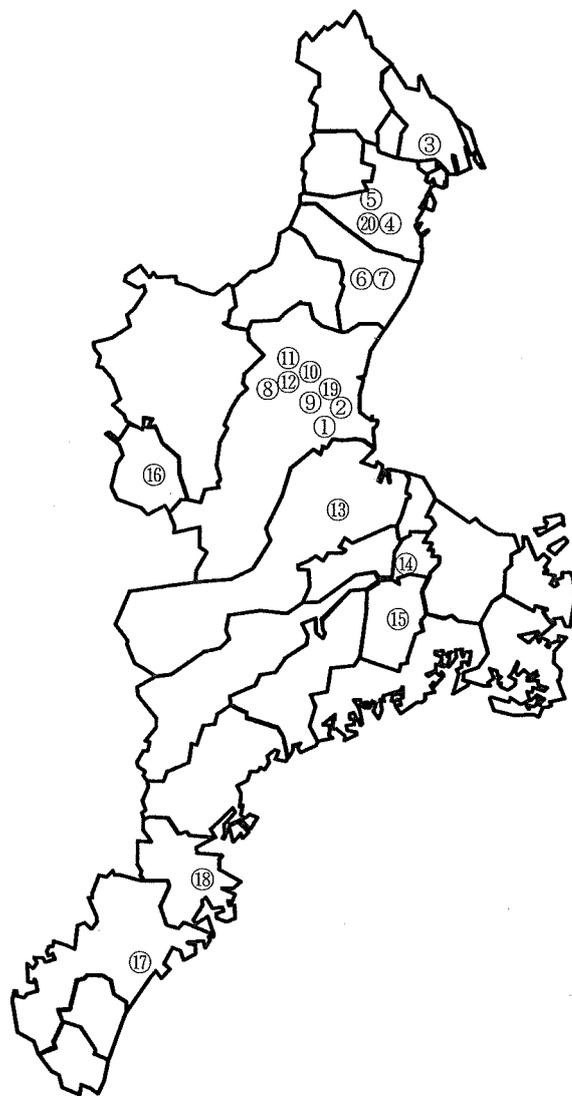
特別支援学校に在籍する子どもの障がいが、重度・重複化、多様化しています。そのため、特別支援学校の教員は、主となる障がいに関する指導の専門性だけでなく、併せ有する障がいに係る指導についても専門性を高める必要があります。

社会の急速な情報化に伴い、子どもの学びや生活が大きく変化しています。特別支援学校においては、授業をはじめ教育活動のさまざまな場面で ICT 機器を活用しています。引き続き、子どもの可能性をさらに広げていく必要があります。

【資料 21】 県内の特別支援学校の配置状況と在籍者数

(令和元年5月1日現在)

| | 学校名 教育部門 設置学部 | 人数 |
|---|---|-----|
| ① | 盲学校 視覚障がい 小中高専 | 27 |
| ② | 聾学校 聴覚障がい 幼小中高専 | 81 |
| ③ | くわな特別支援学校 知的障がい 小中高 | 147 |
| ④ | 特別支援学校西日野にじ学園 知的障がい 小中高 | 272 |
| ⑤ | 特別支援学校北勢きらら学園 肢体不自由 小中高 | 103 |
| ⑥ | 杉の子特別支援学校 肢体不自由・知的障がい 小中高 | 88 |
| ⑦ | 杉の子特別支援学校石薬師分校 知的障がい 高 | 90 |
| ⑧ | 稲葉特別支援学校 知的障がい 小中高 | 190 |
| ⑨ | 城山特別支援学校 肢体不自由 小中高 | 86 |
| ⑩ | かがやき特別支援学校緑ヶ丘校 病弱 小中高 | 46 |
| ⑪ | かがやき特別支援学校草の実校 肢体不自由 小中高 | 14 |
| ⑫ | かがやき特別支援学校あすなる校 病弱 小中 | 43 |
| ⑬ | 松阪あゆみ特別支援学校 知的障がい 小中高 | 157 |
| ⑭ | 特別支援学校玉城わかば学園 知的障がい 小中高 | 126 |
| ⑮ | 度会特別支援学校 肢体不自由 小中高 | 50 |
| ⑯ | 特別支援学校伊賀つばさ学園 肢体不自由・知的障がい 小中高 | 141 |
| ⑰ | 特別支援学校東紀州くろしお学園 肢体不自由・知的障がい 小中高 | 24 |
| ⑱ | 特別支援学校東紀州くろしお学園 おわせ分校 肢体不自由・知的障がい 小中高 | 26 |



⑱三重大学教育学部附属特別支援学校
知的障がい 小中高
⑳私立 特別支援学校聖母の家学園
知的障がい 小中高専

(県教育委員会調べ)

盲学校は県内唯一の視覚障がいの教育部門を設置する特別支援学校として、専門性の高い教育を実践するとともに、全県にわたり、視覚障がいや見え方に困難さのある子どもへの指導・支援を実施しています。早期段階からの適切な支援が、その後の視機能等の発達に大きく影響することから、平成26年度からはじめた乳幼児に対する支援では「意欲的に見る・触る」活動などを取り入れています。令和元年度からは、「ひだまり教室」として回数を週3回に増やすなど、就学前の子どもやその保護者への支援を一層充実させています。

聾学校は県内唯一の聴覚障がいの教育部門を設置する特別支援学校として、専門性の高い教育を実践するとともに、全県にわたり、聴覚障がいや聞こえに困難さのある子どもへの早期からの指導・支援を実施しています。人工内耳（※20）の普及により、子どもの聞こえの課題に変化が生じていることから、一人ひとりの聞こえ方に応じた指導方法、学習内容等の工夫が求められます。

知的障がいの特別支援学校においては、小学部・中学部に在籍する子どもが増加しています。学習指導要領の改訂をふまえ、小学部、中学部、高等部と、幼稚園や小学校、中学校等とのつながりを整理し、教育課程を見直すとともに、各教科の教育内容を充実することが必要です。

肢体不自由の特別支援学校においては、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を実施しています。これまで各学校で培ってきた高い専門性を維持継続するとともに、重度・重複障がいの子どもが多く在籍していることから、自立活動の内容と教科等との関係を整理するなど、教育課程を見直す必要があります。また、小中学校および高等学校に準ずる教育課程で学ぶ子どもの学力を向上し、大学進学等の進路希望を実現するために、授業改善等、教育内容や方法の充実が必要です。

病弱の教育部門を設置する特別支援学校は、県内にはかがやき特別支援学校および同校あすなろ分校のみであり、在籍する子どもは、隣接する病院に入院しています。各地域の病弱の子どもの学ぶ場について検討することが必要です。

（※20）人工内耳：音声を変換し、蝸牛に埋め込まれた電極を通じて脳の言語中枢に伝えて、言葉として認識させるシステム。（一般財団法人全日本ろうあ連盟）

訪問教育においては、障がいや病気の状態によって通学が困難な子どもに対して、教員を家庭や病院に派遣して学習の機会を設けています。限られた授業時数の中で、子どもの体調を考慮しながら一人ひとりに応じた適切な支援を進める必要があります。また、学習場所が限られていることから、子ども同士の学び合いが少ない状況があります。

【今後の取組】

特別支援学校においては、子どもの将来の姿を思い描き、保護者の願いをふまえ、効果的な指導方法の検討を進めるため、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけているかどうかを大切にしたいうえで、一人ひとりの十分な学びとなるよう、授業研究や教材研究に取り組みます。

重度・重複の障がいのある子どもの自立活動の指導については、各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っていることをふまえ、具体的な指導内容の設定について教員の理解を深めるため、事例検討等を進めます。

特別支援学校において、子どもたちの可能性を伸ばし、生活空間や参画できる社会を広げるため、タブレット端末等の ICT 機器を各教科の学習や自立活動等で効果的に活用します。また、ネットワーク上での基本的な情報モラルについて必要な知識を身につけ、トラブル等が発生した場合には周りの大人に相談するなど、適切に対応できる力をつけられるよう情報教育を充実させます。

盲学校においては、引き続き早期からの支援を継続するとともに、幼稚部の設置を含めた支援のあり方について検討します。また、県視覚障害センター（※21）等と連携し、視覚障がいや見え方に困難さのある乳幼児から成人までを対象とした相談支援を進めます。

（※21）県視覚障害センター：目の見えない方、見えにくい方のための情報・文化・交流の拠点。点訳・音訳ボランティア養成講習会、点字図書・録音図書の貸し出し、生活相談・生活訓練、対面朗読・プライベートサービス、交流事業等を実施。

聾学校においては、難聴児支援センター（※22）等と連携し、引き続き早期からの支援を行います。また、本県では手話言語条例（※23）を制定し、手話を大切にする取り組みを進めています。聾学校においても、誰もが手話に親しめるよう、交流及び共同学習やさまざまな機会を通して理解啓発を行います。

知的障がいの特別支援学校においては、各教科の年間計画等を見直すとともに、幼稚部から高等部までの各教科間のつながりについての研修を各学校で進めます。

肢体不自由の特別支援学校においては、一人ひとりの障がいの状況に応じた自立活動の指導を充実するとともに、教育課程の見直しを行います。

病弱の特別支援学校においては、在籍できる学校が限られていることから、地域で病弱の子どもを受け入れられる環境を整えます。

訪問教育については、一人ひとりに応じた教育内容の充実を図るとともに、スクーリングの機会を活用して子ども同士の学び合う場面を設定するなど、学びの場やそのあり方について検討します。

（※22）難聴児支援センター：「聞こえ」に関する相談や、補聴器のフィッティング等を行う、県立子ども心身発達医療センター内に設置されたセンター。

（※23）手話言語条例：（目的）手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民および事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与する。（平成29年4月施行）。

2 キャリア教育の推進

【現状と課題】

特別支援学校に在籍する子どもの障がい種別、状態、学習の状況等はさまざまであり、卒業後の進路先は、大学等への進学、企業等への就職、福祉事業所等への就労等多岐にわたります。特別支援学校では、卒業後も地域で自分らしく豊かに暮らしていけるよう、生活年齢や障がいの状態等に応じたキャリア教育を推進しています。

全ての特別支援学校で、育む力を明確にしたキャリア教育プログラムを作成していますが、今後も子どもの自立と社会参画に向けて、幼稚部、小学部段階から高等部までのつながりのあるキャリア教育を進める必要があります。

特別支援学校においては、本人の特性と職種のマッチングを行い、早期からの計画的な職場実習等によって本人の適性を見極め、企業にも本人の特性等を十分理解していただいたうえで、雇用に結びつけています。

【資料 22】 特別支援学校高等部卒業生の進路状況

(単位：人)

| | | 卒業者数 | 進学等 | 企業等 | A型事業所 | 福祉事業所 (A型除く) | 医療等 |
|-------|----|------|------|-------|-------|-----------------|------|
| H26年度 | 人数 | 254 | 8 | 77 | 16 | 149 | 4 |
| | 割合 | | 3.1% | 30.3% | 6.3% | 57.5% | 1.6% |
| H27年度 | 人数 | 237 | 8 | 63 | 29 | 134 | 5 |
| | 割合 | | 3.3% | 26.6% | 12.2% | 56.5% | 2.1% |
| H28年度 | 人数 | 245 | 3 | 76 | 22 | 137 | 7 |
| | 割合 | | 1.2% | 31.0% | 9.0% | 56.0% | 2.8% |
| H29年度 | 人数 | 248 | 6 | 67 | 17 | 150 | 8 |
| | 割合 | | 2.4% | 27.0% | 6.9% | 60.5% | 3.2% |
| H30年度 | 人数 | 273 | 7 | 91 | 16 | 153 | 6 |
| | 割合 | | 2.6% | 33.3% | 5.9% | 56.0% | 2.2% |

(県教育委員会調べ)

企業等への就職については、生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓や、早期からの職場実習や企業等と連携した技能検定（※24）等を実施することで、企業等への就職を希望する特別支援学校高等部生徒の就職率は、近年 100%を維持しています。

【資料 23】 特別支援学校高等部卒業生の一般就職者の業種および業務内容一覧

(平成 30 年度) (単位：人)

| 職種 業務 | 製造 | 建設 | 食品加工 | 宿泊業 飲食 生活関連 サービス | 卸売・小売 | 運輸・郵便 | 医療・福祉 | 金融・保険 | 農・林・ 水産 | 官公庁 | 人数 | 割合 |
|----------|--------------|------|------|---------------------------|-------|-------|-------|-------|------------|------|------|-------|
| | | | | | | | | | | | | |
| 機械製造 | 31 | | | | | | | | | | 31 | 34.1% |
| 建築・土木 | | 1 | | | | | | | | | 1 | 1.1% |
| 食品加工 | | | 1 | | 2 | | 1 | | | | 4 | 4.4% |
| 水産加工 | | | | | | | | | | | 0 | 0.0% |
| 事務 | 2 | | | 1 | 1 | | 1 | 4 | | 4 | 13 | 14.3% |
| サービス | 販売 | | | | 8 | | | | | | 8 | 8.8% |
| | 接客 | | | | | | | | | | 0 | 0.0% |
| | 調理補助 | | | | 1 | | 2 | | | | 3 | 3.3% |
| | 介護補助 | | | | | | 8 | | | | 8 | 8.8% |
| | 清掃 | 1 | | | 3 | | 5 | 3 | | | 12 | 13.2% |
| | 運搬・梱 包・包装 | 2 | | 1 | | 2 | 2 | | | | 7 | 7.7% |
| | クリーニング | | | | 2 | | | | | | 2 | 2.2% |
| 農業 | | | | | | | | | 2 | | 2 | 2.2% |
| 人数 | 36 | 1 | 2 | 7 | 13 | 7 | 15 | 4 | 2 | 4 | 91 | 100% |
| 割合 | 39.6% | 1.1% | 2.2% | 7.7% | 14.3% | 7.7% | 16.5% | 4.4% | 2.2% | 4.4% | 100% | |

(県教育委員会調べ)

福祉事業所への就労を希望する子どもが、進路先や地域で豊かに自分らしくいきいきと生活していくことができるよう、自己選択、自己決定の場面をできるだけ増やす取組が必要です。

(※24) 技能検定：特別支援学校高等部の生徒が統一した基準で、清掃技能、接客サービス、看護・解除業務補助技能の各種検定を実施し、県教育委員会が取得級を認定する。

特別支援学校においては、ステップアップカフェ（※25）を活用し、職場実習や作業学習等の時間に製作した皿やカトラリーの製品活用を依頼するなど、関係部局、関係機関と連携した取組を実施しています。

特別支援学校においては、作業学習等で農業に関する内容を取り入れ、農福連携の取組を活用して、農業普及指導員や農業ジョブトレーナー（※26）の派遣を依頼するなど、授業内容の充実を図っています。

特別支援学校高等部卒業時には、教育・福祉・医療等の関係機関を交えた移行支援会議を開催し、円滑な移行を図っています。また、卒業後3年間は、進路担当者を中心に、進路先を定期的に訪問するなど、定着に向けた支援を行っています。

【今後の取組】

特別支援学校高等部生徒の進路希望の実現と地域生活への円滑な移行をめざして、幅広い選択肢から希望する進路を選択できるよう、引き続き職域を拡大するための職場開拓を進めるとともに、就労に向けた作業学習や職場実習に取り組めます。また、企業等と連携した技能検定を実施します。

「生きる力」を育み、一人ひとりが豊かな生活を営むことができる力を身につけられるよう、各特別支援学校のキャリア教育プログラムを活用して、幼稚園部、小学部段階からの計画的・組織的なキャリア教育を推進します。

特別支援学校の取組が広く社会に理解されるよう、企業や福祉事業所等を対象とした学校見学会の開催等を進めます。

（※25）ステップアップカフェ：県民の皆さんや企業の方々に障がい者雇用について理解を深めていただくことを目的に障がい者の働く姿を発信し、就労における実習の場として県が設置した働くカフェ。

（※26）農業普及指導員や農業ジョブトレーナー：農業普及指導員：特別支援学校における農業に係る作業学習充実のために三重県中央農業改良普及センターから派遣する。農業ジョブトレーナー：農業経営体における職場実習を実施する場合、農業者と生徒をつなぎ、職場定着をサポートするために、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会から派遣する。

作業学習や職場実習を通して、農業に親しみ関心を持つとともに、経験を広げ、農業分野への就労希望を実現し、農業を担える人材として活躍できるよう農福連携等を活用するなど職域を拡大します。

特別支援学校から支援の主体を関係機関へスムーズに引き継げるよう、引き続き、在学中から障がい者就業・生活支援センター（※27）と連携します。

【資料 24】 特別支援学校高等部卒業生の職場定着状況

(単位：人)

| 年度 | 就職者数 | 継続者数 | H28.3 調査 | H29.3 調査 | H30.3 調査 | H31.3 調査 |
|--------|------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 離職者数 | | | | |
| | | 定着率 | | | | |
| H26 年度 | 98 | 継続者数 | 89 | 80 | 77 | |
| | | 離職者数 | 9 | 18 | 21 | |
| | | 定着率 | 90.8% | 81.6% | 78.6% | |
| H27 年度 | 95 | 継続者数 | | 84 | 79 | 74 |
| | | 離職者数 | | 11 | 16 | 21 |
| | | 定着率 | | 88.4% | 83.2% | 77.9% |
| H28 年度 | 83 | 継続者数 | | | 80 | 72 |
| | | 離職者数 | | | 3 | 11 |
| | | 定着率 | | | 96.4% | 86.7% |
| H29 年度 | 68 | 継続者数 | | | | 60 |
| | | 離職者数 | | | | 8 |
| | | 定着率 | | | | 88.2% |

※離職者に対しては、関係機関との連携により再就職および個別の支援を継続。

※平成 26・27 年度については事業所就職者に就労継続支援 A 型事業所（※28）を含む。

※専攻科卒業生を含む。

(県教育委員会調べ)

(※27) 障がい者就業・生活支援センター：障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面および生活面における一体的な相談支援を実施する機関。

(※28) 就労継続支援 A 型事業所：通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供および生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。

3 医療的ケアの取組の充実

【現状と課題】

特別支援学校には、日常的に医療的ケアを必要とする子どもが在籍しており、特に、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアに対応する必要があります。特別支援学校には、必要に応じて看護師免許を有する常勤講師等（以下「学校に勤務する看護師」という。）を配置して、教員と協働し、安全な医療的ケア（※29）を実施しています。特別支援学校に在籍する子どもの約5%（通学生約4%、訪問教育生約1%）が医療的ケアを必要としています。

【資料 25】 特別支援学校における医療的ケアの必要な子ども（通学生）と配置した常勤講師の人数の推移

（単位：人）

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 医療的ケアの必要な児童生徒 | 72 | 65 | 70 | 71 | 66 |
| 常勤講師（看護師免許有） | 16 | 16 | 17 | 18 | 16 |

（県教育委員会調べ）

【資料 26】 訪問教育における医療的ケアの必要な子どもの人数の推移

（単位：人）

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 医療的ケアの必要な児童生徒 | 16 | 12 | 13 | 11 | 16 |

（県教育委員会調べ）

【資料 27】 医学一般研修（第3号研修）を受講した教員の人数の推移

（単位：人）

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 研修受講教員数 | 25 | 18 | 31 | 14 | 25 |

（県教育委員会調べ）

（※29）教員と協働した医療的ケア：社会福祉士および介護福祉士法の一部改正（平成24年）に伴い、たんの吸引等5つの特定行為に限り、登録研修機関で研修を受けた介護職員等が、一定の条件下で制度上実施できることとなり、特別支援学校の教員についても実施できることとなった。

【資料 28】 特別支援学校における医療的ケアの実施状況

(令和元年 5 月 1 日現在) (単位：件)

| | | | 通学生 | 訪問生 |
|--------|-----------------------|----------------|-----|-----|
| 栄養 | 経管栄養 | ☆鼻腔留置の管からの注入 | 6 | 8 |
| | | ☆胃ろう | 35 | 6 |
| | | ☆腸ろう | 1 | 0 |
| | | 口腔ネラトン法 | 0 | 0 |
| | IVH 中心静脈栄養 | 0 | 0 | |
| 呼吸 | 口腔・鼻腔内吸引 | ☆咽頭より手前 | 32 | 18 |
| | | 咽頭より奥の気道 | 11 | |
| | 気管切開部 | ☆気管カニューレ内からの吸引 | 18 | 16 |
| | | 気管カニューレ奥からの吸引 | 11 | |
| | | 衛生管理 | 1 | 10 |
| | 経鼻咽頭エアウェイ | 内吸引 | 3 | 0 |
| | | 装置 | 1 | 0 |
| | ネブライザー等の薬液吸入 | 7 | 3 | |
| | 酸素療法 | 5 | 8 | |
| | 人工呼吸器の使用 | 2 | 13 | |
| カフアシスト | 1 | 2 | | |
| 排泄 | 導尿 (本人が自ら行う場合を除く。) | 4 | 5 | |
| | 浣腸 | 0 | 3 | |
| その他 | 血糖値測定 (本人が自ら行う場合を除く。) | 4 | 0 | |
| | インスリン注射等 | 3 | 0 | |

※☆は教員ができる医療的ケアの行為。

※一人の子どもが複数のケアを必要とする場合、ケアの内容によりそれぞれでカウントしているため、【資料 25】【資料 26】の数字とは異なります。

(県教育委員会調べ)

特別支援学校において医療的ケアを実施するにあたり、学識経験者や医師等の専門分野に係る有識者を助言者とする特別支援学校メディカル・サポート会議を開催し、本県の体制等について協議しています。また、安全で安心な医療的ケアを実施するために、ヒヤリハットの事例検討や学校に勤務する看護師を対象としたスキルアップ研修会を実施しています。

医療的ケアの実施にあたり、子どもの状態やケアの内容によっては、保護者の付添いを依頼（8名 平成30年度）していますが、付添いに係る保護者の負担を軽減する必要があります。

学校に勤務する看護師は、医師のいない中での医行為の判断が求められる場合があり、その不安を軽減し、安全で安心な医療的ケアを実施するために、学校における医療的ケアに精通した医療的ケア指導医や指導看護師（※30）の派遣が求められています。また、医療現場とは異なる状況での勤務となることから、看護師の確保に課題があります。

高度な医療的ケアを必要とする子どもへの対応等を検討するため、医療的ケア指導医および指導看護師を実施校に派遣し、学校に勤務する看護師への指導・助言を行うとともに、子どもに付添う保護者の相談に応じています。また、学校に勤務する看護師と保護者の役割を明確にするなど、付添う保護者の負担軽減を図れるよう、校内支援体制の整備について指導・助言を行っています。

【今後の取組】

特別支援学校には、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを必要とする子どもが、一定数在籍することから、国の通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月）に基づき、学校に勤務する看護師を適正に配置します。

県教育委員会では、平成30年度に「特別支援学校における医療的ケアガイドライン（※31）」を作成しました。引き続き、ガイドラインを活用し、安全で安心な医療的ケアを実施します。

（※30）医療的ケア指導医や指導看護師：学校における医療的ケアの校内体制に係る助言、学校に勤務する看護師への相談等を行う、指導的立場の医師および看護師。

（※31）特別支援学校における医療的ケアガイドライン：学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月）に基づき、本県が作成（平成31年3月）。

保護者への付添い依頼については、負担が軽減できるよう、「真に必要と考えられる場合に努めるべきであり、やむを得ず協力を求める場合にも、代替案などを十分に検討し、その理由や今後の見通しをていねいに説明することが必要」という、国の方針に基づき、保護者と十分な情報共有を行いながら、個別に検討を行います。

医療的ケア指導医および指導看護師を特別支援学校に派遣して、指導・支援を行うことにより、医師のいない状況で医行為の判断をしなければならない学校に勤務する看護師の不安の軽減に努めています。引き続き、特別支援学校において安全で安心な医療的ケアを実施するために、相談できる医療的ケア指導医および指導看護師を配置します。また、地域の医療機関や看護協会等と連携し、看護師の確保に取り組みます。

4 交流及び共同学習の充実

【現状と課題】

交流及び共同学習（※32）は、特別支援学校の子どもと地域の小中学校等の子どもが、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会です。県教育委員会では、平成 29 年度に「交流及び共同学習ガイドライン（※33）」を定め、基本的な考え方を示しました。

居住地校交流（※34）の一人あたりの実施回数は、小学部段階で年 2～3 回、中学部段階で年 1～2 回程度です。地域の中で共に学ぶことでお互いの良さに気づくなど、お互いの理解がさらに深まるよう、「交流及び共同学習ガイドライン」の考え方に基づく取組を進めることが必要です。

（※32）交流及び共同学習：交流及び共同学習においては、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。

（※33）交流及び共同学習ガイドライン：県教育委員会が交流及び共同学習における留意点等をまとめたガイドライン。

【資料 29】 特別支援学校における交流及び共同学習の実施回数

(平成 30 年度)

| 交流種別の実施状況 | | 小学部 | 中学部 | 高等部 |
|--------------------|---------|-------|-------|-----|
| 学校間 交流 (※35) | 回数 | 111 | 40 | 53 |
| | 学校数 | 16 | 13 | 14 |
| | 1校あたり回数 | 6.9 | 3.0 | 3.7 |
| 居住地校 交流 | 回数 | 502 | 114 | / |
| | 参加人数 | 207 | 68 | |
| | 全児童生徒数 | 443 | 388 | |
| | 参加した割合 | 46.7% | 17.5% | |

(県教育委員会調べ)

【今後の取組】

各特別支援学校が交流及び共同学習を計画的、効果的に進められるよう、「交流及び共同学習ガイドライン」およびリーフレット「交流及び共同学習を進めるために」を活用し、その意義やスムーズな実施について共通理解を図ります。交流及び共同学習に参加した子どもの感想や子ども同士の関わりの変化等の評価を通じて、お互いの理解がさらに深まるよう取組を進めます。

交流及び共同学習を積極的に進めるため、市町等教育委員会に居住地校との交流や学校間交流における目的や意義などについて理解と協力を求めるとともに、副次的な籍（※36）についての研究を通して、その効果や課題をふまえ、内容の充実を図ります。

(※34) 居住地校交流：特別支援学校の子どもが居住している地域の小・中学校の子どもの中に入って活動する交流及び共同学習。

(※35) 学校間交流：特別支援学校と幼稚園、小・中学校、高等学校の学年単位等との集団で行う交流及び共同学習。

(※36) 副次的な籍：特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の市町の小・中学校および義務教育学校に副次的な籍をもち、地域とのつながりを維持・継続するためのもの。

5 特別支援学校における安全・安心・健康な生活を送るための取組

【現状と課題】

南海トラフ地震等の発災が危惧される中、特別支援学校においては、各地域の状況等に応じた緊急マニュアル等を作成するとともに、「防災ノート（※37）」等を活用した防災教育に取り組んでいます。学校で学んだことを家庭に持ち帰り、家庭で話し合ったり、自分の住んでいる地域の避難場所を確認したりすることが必要です。

特別支援学校においては、全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」の開催に向けて、ボッチャ等の障がい者スポーツを体育の授業等で積極的に取り入れるとともに、交流及び共同学習の機会等を通して障がい者スポーツの普及に取り組んでいます。一人ひとりの発達段階や障がいの状況、体力等に応じて、卒業後もスポーツに親しむ態度を育むことが必要です。

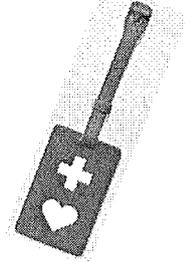
一人ひとりが、卒業後もより豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習の視点を取り入れた取組を在学中から行うことが必要です。

（※37）防災ノート：自然災害から子どもの命を守るため、県教育委員会が作成したノート。

- ・子どもが地震や津波、台風等による危険や避難方法、家庭での防災対策を知り、自らの命を守るためにはどうすればよいかを考え、行動する力の育成
 - ・子どもと保護者がともに家庭で防災ノートに取り組むことによる、家族の防災意識の向上と家庭の防災対策の充実
- をめざして、県内の各学校に配付し、学校における防災教育を推進。

【今後の取組】

発災時には、安全に避難することを最優先とすることが必要です。特別支援学校においては、地域の自治体等と連携した避難訓練やスクールバスの移動時での発災に備えた避難訓練等を実施するとともに、地域の状況に応じて、より安全な学校の体制を作るため、緊急マニュアル等を定期的に見直します。また、発災時だけではなく、日頃からヘルプマーク（※38）の活用などを含め、必要な支援を周りに伝える力、公共施設等に自ら避難して自分の安全を確保する力等を育成する取組を進めます。



スポーツには、「する・みる・支える・知る」などさまざまな楽しみ方があることを伝えるとともに、スポーツを生活の中に取り入れ、生涯にわたりスポーツに親しむ習慣が身につくよう体育等の授業の充実を図ります。また、特別支援学校の教員を対象とした障がい者スポーツに係る講習会を引き続き開催することで、教員の指導力の向上をめざします。

地域における生涯学習の機会に積極的に参加できるよう「個別の教育支援計画」への生涯学習に関する内容の記載を進めます。特別支援学校においては、教育活動全体を通じて生涯学習に関する関心・意欲を高めるとともに、地域の社会教育施設等におけるさまざまな学習機会に関する情報提供を行うなど、社会教育との連携を図ります。

（※38）ヘルプマーク：援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。

6 特別支援学校のセンター的機能による地域支援

【現状と課題】

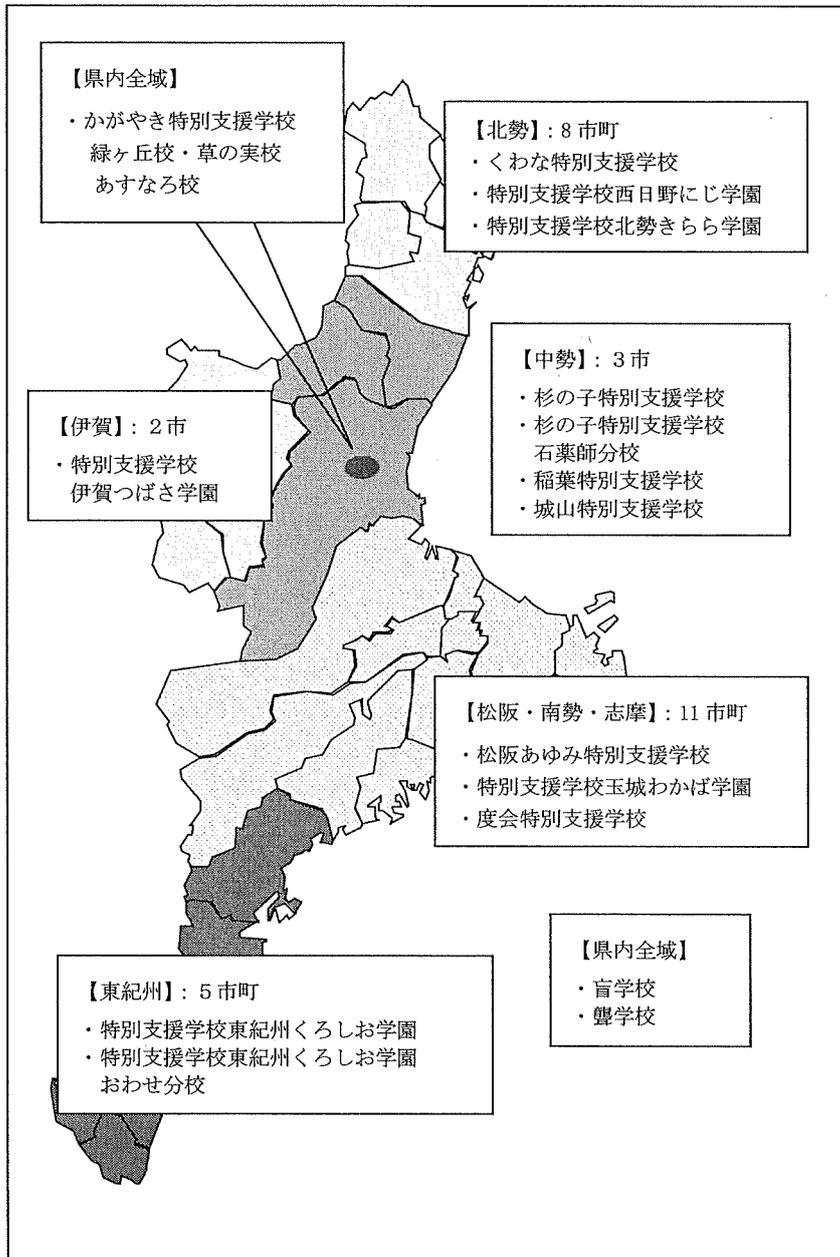
各特別支援学校においては、特別支援学校のセンター的機能（※39）として、小中学校等への支援を行うなど、地域の特別支援教育を推進する役割があります。特別支援学校のセンター的機能は、子どもの実態把握や指導・支援の方法、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成・活用等、多岐にわたっています。中でも、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもへの集団の場面での指導・支援や、周りの子どもの理解を進める取組等を充実させる必要があります。

小中学校等の特別支援教育を推進するために、特別支援学校のセンター的機能として、県内の地域ごとに当該特別支援学校が協力して支援を行っています。県立子ども心身発達医療センターに隣接・併設するかがやき特別支援学校は、発達障がいに係る特別支援学校のセンター的機能の拠点校としての役割があることから、効果的な支援方法などについて他の特別支援学校に対して指導・助言を行う必要があります。

県教育委員会では、特別支援学校のセンター的機能を県内全域で展開し、各特別支援学校と小中学校等の連携をより進めていくために、「三重県立特別支援学校センター的機能ガイドブック」としてまとめました。

（※39）特別支援学校のセンター的機能：特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする（学校教育法第74条から抜粋）。

【資料 30】 特別支援学校のセンター的機能による支援担当地域



【資料 31】 特別支援学校による地域支援の回数

(単位：回)

| | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 来校 | 2,655 | 2,154 | 2,233 | 2,118 | 2,144 |
| 派遣 | 1,127 | 1,027 | 1,057 | 992 | 918 |
| 合計 | 3,772 | 3,181 | 3,290 | 3,110 | 3,062 |

(県教育委員会調べ)

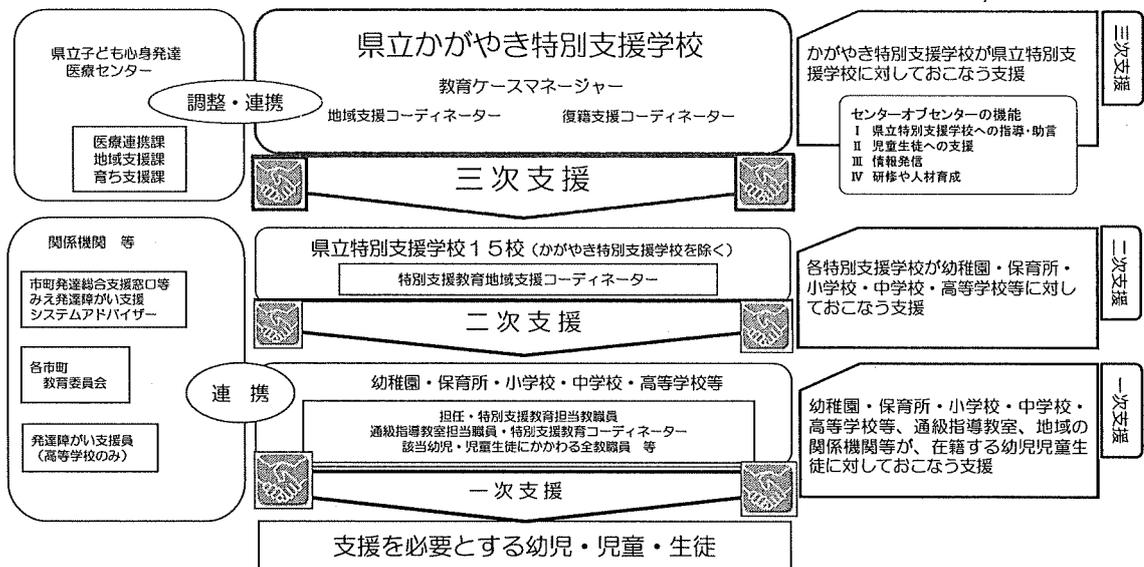
【今後の取組】

特別支援学校のセンター的機能をより有効に活用できるよう、「三重県立特別支援学校センター的機能ガイドブック」を小中学校および高等学校に周知します。特別支援学校では設置する教育部門に応じた障がいに関する支援に加えて、発達障がいに関する支援に取り組みます。

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの発達障がいに係る専門性の向上を図るため、引き続き、かがやき特別支援学校あすなろ校における実地研修を実施します。

特別支援学校のセンター的機能を遺憾なく発揮するため、県立子ども心身発達医療センターや大学と連携して、指導的立場の特別支援教育コーディネーターの養成に取り組みます。

【資料 32】 県立かがやき特別支援学校を中核とした段階的な支援



第V章 教員の専門性の向上

【現状と課題】

特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校等にも在籍していることから、全ての教員や保育士の特別支援教育に関する知識・技能を高めるために、全ての学校等において、特別支援教育に関する校内研修等を実施することが必要です。

小中学校の通常の学級や高等学校の教員は、特別な支援を必要とする子どもたちの特性や基本的な支援方法を理解するとともに、日常の学校生活や授業等の様子から支援の必要性に気づく力が求められます。また、通常の学級においては、周りの子どもの適切なかかわりや理解が不可欠なことから、特別な支援の必要性について周りの子どもに説明できる力が必要です。

通級による指導を担当する教員は、子どもの実態を適切に把握し、授業計画を立案して適切な指導・支援を行う力が求められます。また、通常の学級の担任と支援内容を共有し、通級による指導・支援の内容を通常の学級に引き継ぐ力が求められます。

特別支援学級を担当する教員は、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づき、子どもの実態をふまえた各教科や自立活動の指導を行う力が求められます。また、通常の学級等の教員と連携し、特別支援学級における学習内容と、通常の学級における学習内容を整理し、適切に評価する力が求められます。

特別支援学校に在籍する子どもの障がい、重度・重複化、多様化しています。そのため、特別支援学校の教員は、主となる障がいに関する指導の専門性だけでなく、併せ有する障がいに係る指導についても専門性を高めることが必要です。(再掲 26 頁)

【今後の取組】

小中学校等や高等学校においては、校内委員会や研修会を開催するなど、子どもに関する情報の共有や障がいの特性、支援の方法に対する共通理解を深められるよう、特別支援学校のセンター的機能として校内委員会での助言などの取組を進めます。

特別支援学校のセンター的機能として、発達障がいに関する研修会や特別支援学校の授業体験、授業研究等の公開等を地域ごとに実施するとともに、特別支援学校と小中学校の教員が互いの専門性について共有し合うなどの連携を通して、地域の特別支援教育が充実するよう取り組みます。

通級による指導を担当する教員を対象とした研修を引き続き開催するとともに、地域ごとに通級による担当者を育成するための仕組み作りについて検討します。

特別支援学級の多様な実態の子ども一人ひとりに、適切な授業を実施できるよう、特別支援学校のセンター的機能の活用や研修会への参加等を促すなど、市町等教育委員会と連携した取組を進めます。

特別支援学校においては、子どもの将来の姿を思い描き、保護者の願いをふまえ、効果的な指導方法の検討を進めるため、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけているかどうかを大切にしたいうえで、一人ひとりの十分な学びとなるよう、授業研究や教材研究に取り組みます。(再掲 29 頁)

発達障がいに関する専門性の向上のため、県立かがやき特別支援学校あすなろ校と小中学校の教員との人事交流について検討します。

特別支援学校において教育実習生を積極的に受け入れるとともに、教員養成段階で特別支援教育に関する授業やケース検討等に参加できるよう、大学等との連携を深めます。

大学等と連携し、認定講習等による特別支援学校教諭免許状保有率の向上のための取組を進めます。(平成 30 年度 三重県 80.1% 全国 79.7%)

第Ⅵ章 特別支援学校の整備

1 これまでの整備の経緯

東紀州くろしお学園の校舎を熊野市金山町に整備し、平成 29 年 4 月から新校舎で学習をしています。

県立子ども心身発達医療センターの整備に伴い、発達障がい支援の充実をめざして、かがやき特別支援学校（緑ヶ丘校、草の実校、あすなる校）を平成 29 年 4 月（新校舎での学習は平成 29 年 6 月から開始）に再編整備しました。

玉城わかば学園の児童生徒数の増加による施設の狭隘化に対応するため、松阪あゆみ特別支援学校を新設し、平成 30 年 4 月に開校しました。

西日野にじ学園の児童生徒数の増加による狭隘化に対応するため、四日市市のあけぼの学園跡地を利活用し、令和元年 9 月から使用しています。

一部の特別支援学校においては施設の狭隘化、老朽化や教室不足が解消されていない状況です。

特別支援学校に通学する子どもの増加や、スクールバスの老朽化に伴い、車両の増車や更新を計画的に進めました。現在、48 台のスクールバスを運行しています。

県内の各地域における特別支援学校の整備とスクールバスの配置の充実によって通学が困難な子どもが減少し、寄宿舎に入舎する子どもの数は減少しています。寄宿舎整備協議会を開催し、今後の寄宿舎のあり方について、寄宿舎設置校と協議を重ねてきました。

寄宿舎を利用する子どもの減少に伴い、平成 30 年度末に度会特別支援学校の寄宿舎を閉舎しました。

【資料 33】寄宿舎利用者の人数の推移（単位：人）

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人数 | 33 | 41 | 43 | 38 | 32 |

（県教育委員会調べ）

2 今後の対応

特別な支援を必要とする子どもたちの増加や各特別支援学校における課題等に対しては、市町等教育委員会や各特別支援学校との情報共有を図り、地域の状況を考慮し、個別に検討を重ねています。引き続き、各特別支援学校への聞き取りや市町等教育委員会との情報共有をていねいに行い、在籍者数や障がい種別、地域等をふまえ、施設の狭隘化や教室不足等の課題解決に向けた検討を進めます。施設の老朽化については、「三重県立学校施設長寿命化計画（令和2年3月予定）」に基づき、計画的に対策を進めます。

スクールバスについては、子どもが安全で安心して通学できるよう計画的な配備を行い、運行します。また、導入後長年月を経過している車両については、必要な修繕を行うとともに、引き続き計画的に更新を進めます。

寄宿舎については、寄宿舎整備協議会において今後のあり方の検討を進めています。保護者等の関係者も含め、障がいの特性や地域のニーズ、統合の組合せ、防災面などに配慮し、寄宿舎のあり方について検討を進めます。

各章における目標指標

みえ県民カビジョンおよび三重県教育ビジョンの主指標

| 項目 | 現状値 | R5 |
|-----------------------------|-----|----|
| (☆) 特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率 | | |

第Ⅰ章 切れ目ない支援体制の充実

| 項目 | 現状値 | R5 |
|---|-----|----|
| 高等学校へ支援情報を引き継いだ中学校の割合（保護者の同意が得られた場合に限る） | | |

第Ⅱ章 小中学校における特別支援教育の充実

| 項目 | 現状値 | R5 |
|---|-----|----|
| (☆) 小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合 | | |

第Ⅲ章 高等学校における特別支援教育の充実

| 項目 | 現状値 | R5 |
|---------------------|-----|----|
| 通級による指導を実施している高等学校数 | | |

第Ⅳ章 特別支援学校における教育の推進

| 項目 | 現状値 | R5 |
|--------------------------------|-----|----|
| (☆) 特別支援学校において、交流及び共同学習を実施した回数 | | |

第Ⅴ章 教員の専門性の向上

| 項目 | 現状値 | R5 |
|--|-----|----|
| 幼稚園・小中学校・高等学校において、特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合（4年間の累計） | | |

(☆) は、みえ県民カビジョンおよび三重県教育ビジョンの活動指標